

川崎市告示第285号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和 7年 5月 29日

川崎市長 福田 紀彦

令和6年度 指定介護機関（通所介護）の部 廃止

指定番号	廃止 年月日	名称 開設の場所	介護保険事業者番号
川－51788	H28.6.30	株式会社 日本ライフケア 麻生区片平2－30－1 「結」ケアセンター たまがわ 多摩区中野島1655－1	1475401426

令和6年度 指定介護機関（介護予防通所介護）の部 廃止

指定番号	廃止 年月日	名称 開設の場所	介護保険事業者番号
川－51788	H28.6.30	株式会社 日本ライフケア 麻生区片平2－30－1 「結」ケアセンター たまがわ 多摩区中野島1655－1	1475401426